

# 山梨県公報

第三十六号

令和元年

九月十九日

木曜日

## 目次

○道路の供用開始……………	二七三
○職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………	二七三
○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	二七三
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(三件)……………	二七四
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)……………	二七五
○大規模小売店舗の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出……………	二七六
○令和元年度後期技能検定の実施……………	二七六
○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………	二七八
○山梨県指定有形文化財の指定……………	二七八
○山梨県指定史跡名勝天然記念物の指定の解除……………	二七九

## 告示

### 山梨県告示第九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から令和元年十月十日まで一般の縦覧に供する。  
令和元年九月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	北杜八ヶ岳公園線	北杜市須玉町若神子字古城三三四五番一地从先から	一一三・〇	令和元年九月二十日

## 訓令

### 山梨県訓令甲第五号

職員の出先機関

職員の出先機関

山梨県知事 長崎 幸太郎

職員の出先機関

職員の出先機関

一 地域創生・人口対策課	移住・定住の促進に関する業務	甲府市飯田一丁目
--------------	----------------	----------

## 附則

この訓令は、令和元年十月一日から施行する。

## 公告

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
令和元年九月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 申請のあった年月日 令和元年九月六日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人SDGsネットワークやまなし
  - 2 代表者の氏名 内田智之
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市塩山上於曾三百十九番地
  - 4 定款に記載された目的 この法人は、県民に対して、SDGs（持続可能な開発目標）の啓発に関する事業を行い、持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和元年九月十一日から同年十月十一日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
 令和元年九月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社東京さえき 代表取締役 半田宗晴 東京都国立市西一丁目十一番地の六

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フーズマーケットおかじま七日市場店 山梨県山梨市七日市場字高芝原八百四十二番外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社さえき 代表取締役 佐伯行彦 代表取締役 長谷川徹 東京都国立市西一丁目十一番地の六	変更後	株式会社東京さえき 代表取締役 半田宗晴 東京都国立市西一丁目十一番地の六
-----	---	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社さえき 代表取締役 佐伯行彦 東京都国立市西一丁目十一番地の六	変更後	株式会社東京さえき 代表取締役 半田宗晴 東京都国立市西一丁目十一番地の六
-----	---	-----	---

株式会社山梨さえき 代表取締役 佐伯行彦 代表取締役 高橋宗晴 山梨県甲斐市中下条千三百八十番地の一 外一者	株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号 外一者
---	--

- 3 変更の年月日 平成二十六年九月十一日外
- 三 届出年月日 令和元年九月二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年一月二十日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
 令和元年九月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社東京さえき 代表取締役 半田宗晴 東京都国立市西一丁目十一番地の六

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 おかじま甲西食品館 山梨県南アルプス市古市場字東小沢四十九外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社さえき 代表取締役 佐伯行彦 東京都国立市西一丁目十一番地の六	変更後	株式会社東京さえき 代表取締役 半田宗晴 東京都国立市西一丁目十一番地の六
-----	---	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社さえき 代表取締役 佐伯行彦 東京都国立市西一丁目十一番地の六	株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一 番二十三号

- 3 変更の年月日 平成二十三年三月一日外  
届出年月日 令和元年九月二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報  
センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年一月二十日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が  
あつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり  
公告し、及び縦覧に供する。

令和元年九月十九日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 株式会社岡島  
代表取締役 雨宮潔 山梨県甲府市丸の内一丁目二十一番十五号
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 おかじま食品館敷島店 山梨県甲斐市中下条  
字寺前千三百八十番地の一外
- 2 変更した事項
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代  
表者の氏名

変更前	変更後
株式会社岡島	株式会社岡島

代表取締役 大村俊介  
山梨県甲府市丸の内一丁目二十一番  
十五号

代表取締役 雨宮潔  
山梨県甲府市丸の内一丁目二十一番  
十五号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社山梨さえき 代表取締役 高橋宗晴 山梨県甲斐市中下条千三百八十番地 の一 外二者	株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一 番二十三号 外二者

- 3 変更の年月日 平成二十三年六月六日外  
届出年月日 令和元年九月二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報  
センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年一月二十日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が  
あつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり  
公告し、及び縦覧に供する。

令和元年九月十九日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 株式会社四つ  
葉コーポレーション 代表取締役 小澤牧子 山梨県甲府市北口三丁目四番三十三号  
セインツ 二十五―二千五百一―号室
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 おかじま都留食品館 山梨県都留市田原二丁  
目八百四十三番地外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	株式会社さえき 代表取締役 佐伯行彦 東京都国立市西二丁目十一番地の六 外三者
変更後	株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番 二十三号

- 3 変更の年月日 平成二十三年三月一日外
- 三 届出年月日 令和元年九月二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年一月二十日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年九月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 株式会社なとり 代表取締役 名取孝雄 山梨県南アルプス市沢登二十九番地
- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 おかじま白根食品館 山梨県南アルプス市飯野三千六百八十九番地
  - 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	株式会社さえき 代表取締役 佐伯行彦 東京都国立市西二丁目十一番地の六
変更後	株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番

外三者 二十三号 外一者

- 3 変更の年月日 平成二十三年三月一日外
- 三 届出年月日 令和元年九月二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年一月二十日まで

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年九月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者
  - 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名 片倉工業株式会社 代表取締役 上甲亮祐
  - 2 住所 東京都中央区明石町六番四号
- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - (一) 名称 ニューライフカクラ石和店
    - (二) 所在地 山梨県笛吹市石和町広瀬千三百七十四番二十一外
  - 2 廃止前の店舗面積の合計 三千六百四十四平方メートル
  - 3 廃止後の店舗面積の合計 零平方メートル
  - 4 店舗面積の合計を千平方メートル以下に変更する日 令和元年八月三十一日
- 三 届出年月日 令和元年八月二十九日

● 令和元年度後期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」といふ。）第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。  
令和元年九月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 実施職種 一級及び二級の検定職種のうち次の表の上欄に掲げる職種を後期（令和元年十月一日から令和二年三月三十一日までの期間をいう。）に実施し、当該検定職

種の学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
菓子製造	洋菓子製造法	洋菓子製造作業

二 試験の方法 実技試験及び学科試験  
三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 令和元年十二月六日(金) から令和二年二月十六日(日) までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 令和元年十一月二十九日(金) から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。

2 学科試験

(一) 実施期日

職種	実施期日
一級及び二級 菓子製造	令和二年二月九日(日)

(二) 実施場所 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書
- (二) 次のいずれかの本人確認書類の写し
  - (1) 運転免許証又は個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)
  - (2) 特別永住者証明書又は在留カード
  - (3) 健康保険被保険者証
  - (4) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

- (5) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)
- (6) その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

2 試験手数料  
(一) 実技試験

- (1) (2)から(4)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万八千二百円
- (2) 二級を受けようとする者であつて、平成三十一年四月一日において三十五歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者並びに(3)及び(4)に掲げる者を除く。)
- (3) 一の検定職種につき九千二百円

- (3) 二級を受けようとする在校生(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。))を受けている者若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。))を受けている者(現に雇用されている者を除く。)
- 又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)、大学、高等専門学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校在学する者をいう。(4)において同じ。)(4)に掲げる者を除く。)

- (4) 二級を受けようとする在校生であつて、平成三十一年四月一日において三十五歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。)
- 一の検定職種につき三千百円

(二) 学科試験 一の検定職種につき三千百円

- 3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

- 4 受付期間 令和元年十月七日(月) から同月十八日(金) まで

5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター山梨県職業能力開発協会(電話〇五五―二四三―四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十四分の切手を貼り付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること(受付期間内の消印のあるものに限って受け付ける。)。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知 合格者については、令和二年三月十三日(金)に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。

なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 一級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課(電話〇五五―二二三―一五六六)又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業(宇山平地区経営体育成基盤整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和元年九月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和元年十月二十一日まで
- 三 縦覧場所 中央市役所

- 四 審査請求期間 この公告の日から令和元年十一月五日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年三月十九日まで

教育委員会

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

令和元年九月十九日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

有形文化財の部  
絵画

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
絹本著色仏涅槃図	一幅	絹本著色 掛幅装 縦三六六・四センチメートル、横一九九・七センチメートル	宗教法人 久遠寺	南巨摩郡身延町身延三五六七	南巨摩郡身延町身延三五六七

彫刻

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造六観音男神立像及び諸尊像	十七軀	木造 如意輪観音立像(像高)九三・三センチメートル 梵天立像(像高)九五・〇センチメートル 聖観音立像	宗教法人 福王寺	甲府市上町一二三七	甲府市上町一二三七

(像高) 九五・〇  
 センチメートル  
 不空羅索観音立像  
 (像高) 九〇・三  
 センチメートル  
 千手観音立像  
 (像高) 八一・〇  
 センチメートル  
 十一面観音立像  
 (像高) 八九・〇  
 センチメートル  
 馬頭観音立像  
 (像高) 八三・二  
 センチメートル  
 増長天立像  
 (像高) 九九・三  
 センチメートル  
 男神立像  
 (像高) 一〇一・  
 四センチメートル  
 男神立像  
 (像高) 九一・四  
 センチメートル  
 女神立像  
 (像高) 八二・三  
 センチメートル  
 菩薩立像  
 (像高) 七八・六  
 センチメートル  
 菩薩立像  
 (像高) 四八・三  
 センチメートル  
 菩薩立像  
 (像高) 一五二・

三センチメートル  
 菩薩立像  
 (像高) 一三七・  
 五センチメートル  
 菩薩立像  
 (像高) 四四・一  
 センチメートル  
 地藏菩薩立像  
 (像高) 八三・〇  
 センチメートル

山梨県教育委員会告示第二号

山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第三十二条第一項の規定により、次の山梨県指定天然記念物の指定を解除する。

令和元年九月十九日

山梨県教育委員会

教育長 市川

満

史跡名勝天然記念物の部

天然記念物

名 称	所 在 地	所 有 者
鶯宿峠のリュウメンヒノキ	笛吹市芦川町鶯宿峠	山梨県

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番